

件名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課

【改正の概要】

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の派遣期間中の給与の支給割合を 100 分の 70 未満にも設定できるように改正を行う。

(派遣期間中の給与の支給割合)

改正前	改正後
70/100 (但し、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、70/100 を超え 100/100 以内)	100/100 以内

対象になる給与：給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】